



2026年1月30日

各 位

会社名 株式会社みらいワークス
代表者名 代表取締役社長 岡本 祥治
(コード番号：6563 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート部長 池田 真樹子
電話番号 (03-5860-1835)

(訂正) 「業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、2026年1月28日に公表しました「業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の記載内容に、一部訂正すべき事項がありましたので、お知らせいたします。

記

I. 訂正の理由

「業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」提出後に、記載内容の一部に誤りがあることが判明しましたので、訂正いたします。

II. 訂正の内容

訂正前	訂正後
<p>1 譲渡制限期間 処分期日から2029年9月末までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。</p>	<p>1 譲渡制限期間 処分期日から、本割当株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書もしくは半期報告書が提出された日を超える期間で「2 譲渡制限の解除」に定める譲渡制限の解除日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。</p>
<p>2 譲渡制限の解除 以下の（1）及び（2）に記載の条件を全て満たした場合、<u>本譲渡制限期間が満了した時点</u>をもって、当該時点において業績連動株式対象者が保有する本割当株式の全てについて、譲渡制限を解除する。 （1）本譲渡制限期間中、継続して、業績連動株式対象者が当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと、又は業績連動株式対象者が本割当株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月を超えた日以後本譲渡制限期間中に、当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位において死亡により退任又は退職したこと （2）2029年9月末日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の終値の1か月平均（当日を含む21取引日）に発行済株式総数（自己株式を除く）を乗じた時価総額が一度でも100億円以上となること</p>	<p>2 譲渡制限の解除 以下の（1）及び（2）に記載の条件を全て満たした場合、<u>本割当株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書もしくは半期報告書が提出された日、又は（2）の条件が達成された日の属する月の末日のいずれか遅い日</u>をもって、当該時点において業績連動株式対象者が保有する本割当株式の全てについて、譲渡制限を解除する。 （1）本譲渡制限期間中、継続して、業績連動株式対象者が当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと、又は業績連動株式対象者が本割当株式の交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月を超えた日以後本譲渡制限期間中に、当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位において死亡により退任又は退職したこと （2）2029年9月末日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の終値の1か月平均（当日を含む21取引日）に発行済株式総数（自己株式を除く）を乗じた時価総額が一度でも100億円以上となること</p>

以上